

**青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、文言を改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例(令和 7 年条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 7 条」の次に「・第 2 8 条」を加える。

第 5 条第 7 項および第 8 項中「その」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

第 9 条見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 0 条の見出しおよび同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 3 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、」を「および」に、「および」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「かかる利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「およびその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第28条の規定は、公布の日から施行する。